奈良労働局主催

～令和8年10月改正対応～

働きやすい奈良推進支援セミナー

令和8年10月1日から

カスタマーハラスメント防止措置及び
求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止措置
が事業主の義務となりました

定員140名

事前予約制

参加費無料

日 時

令和8年 12/14 月

14:00～16:00
（受付開始 13:30）
※申込期限：12月7日（定員に達し次第締切）

会 場

奈良県産業会館 大会議室
〒635-0015 奈良県大和高田市幸町2-33

プログラム

- 令和8年10月改正のポイント（ハラスメント・同一労働同一賃金）
- 採用力向上につながる「えるぼし・くるみん認定制度」
- 活用できる両立支援等助成金のご紹介

対 象

奈良県内の事業主及び事業所人事・労務担当者等

申込方法

右記の二次元バーコードからお申し込みください。

●お申し込みのURL→https://forms.cloud.microsoft/r/1R0dyjeydv

※定員の都合上、各企業2名までのご参加をお願いいたします。
※ 駐車場・駐輪場もございますが、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

申込締切 12月7日（月）



説明会に関する
お問い合わせはこちら

奈良労働局雇用環境・均等室 （受付時間 平日8:30～17:15）
0742-32-0210
Email：29roudou_ks@mhlw.go.jp

ハラスメント対策・同一労働同一賃金改正のポイント

職場におけるカスタマーハラスメント(※)や求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止対策が令和8年10月1日からすべての企業に義務化されました！

① カスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発しましょう。

② カスタマーハラスメントの内容及び対処の内容、特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知するとともに、対処を行うことができる体制を整備しましょう。

③ 求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針、行為者には厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を労働者に周知・啓発しましょう。

④ 求職活動等に関するルールをあらかじめ明確化し、労働者及び求職者等に周知・啓発しましょう。

⑤ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者及び求職者等に周知しましょう。

(※)職場におけるカスタマーハラスメントとは、
「顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の事業主の行う事業に関係を有する者」が行う
「社会通念上許容される範囲を超えた言動」により、
「労働者の就業環境が害されるもの」をいいます。

詳しくはこちら
(奈良労働局HP)



周知例はこちら
(奈良労働局HP)

パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが令和8年10月1日から変わりました！

① **雇い入れ時の労働条件明示事項の追加**
現行の明示事項に加え、新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨の明示が必要となりました。

② **同一労働同一賃金ガイドライン改正**
賞与、退職手当、無事故手当、家族手当、住宅手当、福利厚生施設、病気休職、夏季冬季休暇、褒賞について新たに記載が追加されました。

③ **待遇差についての説明方法**
待遇差の内容・理由等について説明の求めがあった場合は、「資料を活用し、口頭により説明する方法」または「説明すべき事項を全て記載した分かりやすい内容の資料を交付する等の方法」のいずれかにより説明しましょう。

詳しくはこちら
(奈良労働局HP)

具体的な取組方法はこちら
(奈良働き方改革推進支援センターHP)

